

質疑回答書

No.	資料名称	頁	該当箇所				質問内容	回答
例	公募要領	5	第1章	第1節	1		(簡潔に記載すること)	
1	現地説明会						【6/18 現地説明会】 井戸掘削工事の期間はいつまでか。また、井戸の位置は確定か。	【6/18 現地説明会】 公表資料の添付資料「夜の森地区中核拠点施設 温浴施設 事業スケジュール」を参照すること。ただし、仮のスケジュールであるため変更になる可能性がある。また、井戸の位置は確定であり、掘削届も申請している。
2	現地説明会						【6/18 現地説明会】 排水方法に指定はあるか。	【6/18 現地説明会】 リフレ富岡の運営時は下水に排水しており、本施設も同様に下水から排水する想定である。ただし、下水への排水に問題がないか、福島県に確認予定である。
3	現地説明会						【6/18 現地説明会】 要求水準書に記載されているフェンスの設置について、どこに建てるか指定はあるか。	【6/18 現地説明会】 フェンスは敷地境界線と温泉井戸の周囲に必ず設置すること。商業施設の外構との兼ね合いについては、一体で計画すること。
4	現地説明会						【6/18 現地説明会】 南側の道路の利用についての詳細を聞きたい。	【6/18 現地説明会】 工事中の車両の出入りに道路を利用することを想定している。外構工事の際に、現状敷かされているアスファルトを敷き直すことなどは問題ない。
5	現地説明会						【6/18 現地説明会】 都市ガスを利用できるか。	【6/18 現地説明会】 都市ガスの利用はできないため、他の手段で対応してほしい。
6	現地説明会						【6/18 現地説明会】 商業施設側との敷地測量は7月以降各社で自由に実施する認識で問題ないか	【6/18 現地説明会】 問題ない。
7	現地説明会						【6/18 現地説明会】 追加で水用の井戸を掘削することは可能か。	【6/18 現地説明会】 可能である。水位が高いため、井水が出る可能性は高い。なお、近隣に温泉井戸があるので井戸掘削の際、保健所へ相談すること。
9	現地説明会						【6/18 現地説明会】 水の成分は調査しているか。	【6/18 現地説明会】 調査していないため、成分は不明である。
10	現地説明会						【6/18 現地説明会】 富岡町で入湯税は定められているか。	【6/18 現地説明会】 富岡町税条例を参照すること。
11	現地説明会						【6/18 現地説明会】 駐車場は商業施設と共有になると思われるが、電気代はどのように分担されるのか。	【7/7 回答】 駐車場については共用になるが、電気代については対象敷地ごとに契約すること。

12	公募要領	9	第2章	第9節			整備費上限額の内訳をお示し頂けないでしょうか。(設計費・建設費・工事監理費)	【7/13 回答】 設計費：81,500千円 建築費：1,032,581千円 工事管理費：34,900円
13	要求水準書	4	第2章	第2節		(15)	加温設備は御町で行う温泉井戸工事に含まれるのでしょうか。	【7/13 回答】 当町が実施する温泉井戸工事には、加温設備は含まれない。 町が行う工事範囲は、温泉井戸の掘削および地上への汲み上げと貯湯槽への保管までとなる。 汲み上げた温泉を温浴施設内へ引き込んだ後の加温設備、ろ過設備等の設計・施工・維持管理に係る一切の費用および業務については、本事業の要求水準〈表2-4 温泉設備〉に基づき、事業者様の範囲となることを留意すること。
14	要求水準書	4	第2章	第2節		(15)	泉質が分かるのはいつ頃になるでしょうか。またお示し頂けますでしょうか。	【7/13 回答】 令和9年5月頃を想定。
15	要求水準書	14	第2章	第2節	3	(1)②	キ 新設予定の温泉井戸の想定位置の詳細(添付資料2の想定位置の詳細)をお示し頂けないでしょうか。	【7/13 回答】 別添資料としてHPに計画源泉平面図を公開するので確認すること。
17	要求水準書	18	第2章	第2節	3	(3)	表2-4 湧出量とありますが、温泉は自噴を想定していますでしょうか。	【7/13 回答】 温泉は自噴ではなく、動力揚水（ポンプによる汲み上げ）を想定。当町が実施する温泉井戸工事において、揚水ポンプ等の設置までを予定しているため、本事業においては当該施設から引き込まれる温泉水を前提とした受水・加温・ろ過システムの提案をされたい。
18	要求水準書	18	第2章	第2節	3	(3)	温泉井戸施設は建築確認が必要な施設でしょうか。温浴施設と不可分として申請を予定する家屋はありますか。	【7/13 回答】 温泉井戸施設は建築確認が必要な施設ではない。また、温浴施設と不可分として申請を予定する家屋（井戸小屋等）もない。
19	添付資料1						開業が令和10年の1月とありますが、こちらの開業時期の意図は何かございますか。設計期間が8カ月、建築期間が15カ月とすべて合わせて23カ月となりますが開業時期をずらすことは可能でしょうか。	【7/13 回答】 開業時期につきましては、本事業で活用を予定している財源の執行期限に加え、先行して整備を進めている商業施設との一体的な事業効果を考慮して設定している。 商業施設の開業から温浴施設の開業までの期間が過度に空いた場合、両施設を一体的に活用することによる相乗効果が十分に発揮されず、商業施設の営業にも影響を及ぼすおそれがあるとともに、夜の森地区のにぎわい創出や復興の取組にも遅れが生じる可能性があることから、現時点では開業時期を延長する考えはない。